

○芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和31年11月22日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、本市の特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(平20条例30・平26条例23・一部改正)

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(平26条例23・一部改正)

(報酬の支給方法)

第3条 報酬を月額で定められている特別職の職員については、その職に就いた日から、報酬を支給する。

2 報酬を月額で定められている特別職の職員が、任期満了、退職、失職等によりその職を離れた場合にあつてはその日までの、死亡によりその職を離れた場合にあつてはその日の属する月の末日までの報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合において、月の初日から末日まで支給するとき以外の報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算した額とする。

4 前3項の特別職の職員の報酬は、特別職の職員が月のうち1日も勤務しなかつた場合は、これを支給しない。

5 報酬を日額又は1回当たりの額で定められている特別職の職員については、勤務日数又は勤務回数により計算した額を支給する。

6 特別職の職員の報酬の支給期日は、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の適用を受ける職員の例による。ただし、報酬を日額又は1回当たりの額で定められている特別職の職員については、その都度支給することができる。

(平26条例23・全改)

(重複支給の調整)

第4条 市の常勤の職員及び議会の議員が特別職の職員を兼ねる場合は、特別職の職員とし

ての報酬は支給しない。ただし、議会の議員が監査委員を兼ねる場合は、この限りでない。

(平19条例22・全改)

(費用弁償)

第5条 特別職の職員には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給する。

(平26条例23・一部改正)

(旅費)

第6条 旅費は、特別職の職員が、その担任する事務を行うための会議に出席し、又は職務を行うために旅行をしたときに支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は、別表のとおりとする。

3 前項の旅費の支給については、この条例で定めるもののほか、芦屋市職員等の旅費に関する条例(昭和41年芦屋市条例第17号)の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「勤務地」とあるのは、「居住地」と読み替えるものとする。

(平26条例23・一部改正)

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(平26条例23・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

(以下省略)

区分		支給単位	報酬額(円)	旅費の額
芦屋市総合計画審議会	会長	日額	13,500	旅費条例別表 第1級別2級の 者の旅費相当額
	委員	日額	11,200	